

構造及び設備の概要

1 隔壁等により外部と区分		有	
2 作業室			
① 面積	m ²	② 理容(美容)椅子の数	脚
③ 材質(床)	タイル コンクリート リノリウム 板 その他 ¹⁾ (1) 不浸透性材料であること	④ 材質(腰板)	タイル コンクリート リノリウム 板 その他 ¹⁾ (1) 不浸透性材料であること
⑤ 洗髪用椅子の数	脚	⑥ 作業室内に 従業者専用手洗い設備	有 無
⑦ 頭部作業面の照度	蛍光灯 白熱電球 LED照明	W W W	本 本 本
3 待合所			
① 待合所の面積	m ²	② 作業室と 待合所の区分	有 (固定 移動式)
4 消毒薬及びその方法			
① 使用する消毒薬	<ul style="list-style-type: none"> ・エタノール・次亜塩素酸ナトリウム・グルコン酸クロルヘキシジン ・逆性石ケン液(塩化ベンザルコウム・塩化ベンゼトウム) ・両性界面活性剤(塩酸アルキルホリアミノエチルグリシン、塩酸アルキルジアミノエチルグリシン) 		
② かみそり ²⁾ 及びかみそり以外の器具 で血液が付着しているもの又はその疑い のあるものに係る消毒方法	<ul style="list-style-type: none"> ・煮沸消毒(2分以上) ・浸漬(10分以上)[・消毒用エタノール ・0.1%次亜塩素酸ナトリウム] 		
③ ②以外の器具の消毒方法	<ul style="list-style-type: none"> ・浸漬(10分以上) [・0.01%~0.1%次亜塩素酸ナトリウム ・消毒用エタノール ・0.05%グルコン酸クロルヘキシジン ・0.1~0.2%逆性石ケン液 ・0.1~0.2%両性界面活性剤] ・煮沸消毒(2分以上) ・紫外線照射(20分以上) ・蒸し器等(80℃10分以上) ・消毒用エタノールで清拭 		
注			
②、③の器具とは:クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。			
2) かみそりとは:専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く			
5 適当な広さの器具を消毒する場所の設備又は器材			
① 皮膚に接する器具類	有 無	② 布片類	有 無
③ タオル等	有 無		
6 器具の洗場			
①流水装置	有 無	②給湯設備	有 無
7 保管場所(収納ケース等)			
	消毒済み用		未消毒用
① 皮膚に接する器具類	有 無		有 無
② 布片類	有 無		有 無
③ タオル類	有 無		有 無
8 ふたつき毛髪箱	有 無	9 ふたつき汚物箱	有 無
10 薬品箱 (外傷に対するもの)	有 無	11 換気	有(機械 自然) 無
12 その他			

営業所の平面図



営業所付近100m以内の見取図



営業者(法人にあつては主たる事務所)電話番号:

営業所電話番号:

No. _____

健康診断書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者健康にして、結核及び皮膚疾患を認めず。

* 皮膚疾患とは、伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等の伝染性の皮膚疾患のことである。

年 月 日

医療機関名称

医療機関所在地

医師氏名

印